

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月26日

三朝町長

三朝町規則第4号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成8年三朝町規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(動物の死体の処理) 第6条 略</p> <p><u>(事業所に係る一般廃棄物処理手数料)</u> <u>第6条の2 条例別表の規則で定める額は、135円とする。</u></p> <p><u>(手数料の徴収)</u> <u>第6条の3 条例第23条第1項の手数料はその都度徴収することとし、町の指定袋の購入により納付するものとする。</u></p>	<p>(動物の死体の処理) 第6条 略</p>

別表第2（第4条関係）

指定袋の規格等

指定袋の 区分	種 類	規格	袋記載文字 の色
		たて×よこ	
家庭系可 燃ごみ用	略		
事業系可 燃ごみ用	大	800×650	赤色系

別表第2（第4条関係）

指定袋の規格等

指定袋の 区分	種 類	規格	袋記載文字 の色
		たて×よこ	
家庭系可 燃ごみ用	略		
事業系可 燃ごみ用	大	800×650	赤色系
	中	650×550	//
	小	500×400	//

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成32年3月31日までの間における一般廃棄物処理手数料は、この規則による改正後の第6条の2の規定中「135円」とあるのは、「120円」とする。